

「高知県外国人生活相談センター運営協議会」設置要綱

(目的)

第1条 外国人が地域で安心して生活できるよう、外国人や受入れ機関等からの相談等に対応する「高知県外国人生活相談センター」(以下「センター」という。)の運営を円滑に行うとともに、関係機関と連携し、外国人との共生社会の実現に向けた効率的・継続的な支援体制を構築することを目的に、「高知県外国人生活相談センター運営協議会」(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 運営協議会は次の事項について協議する。

- (1) センターの運営に関する事。
- (2) 生活者としての外国人に対する支援に関する事。
- (3) 外国人との共生社会の実現に向けた取組に関する事。
- (4) その他外国人材の受入れ・共生のために必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 運営協議会は、別表の構成機関をもって組織する。

- 2 会長は、高知県文化生活部副部長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じて、会議に構成員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

(会議)

第4条 運営協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議においては、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる
- 3 会議は公開とする。ただし、特に必要と認められる場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 運営協議会の事務局は、高知県文化生活部国際交流課に置く。

- 2 協議会の事務を処理するため、委託することができる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長がその都度別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月11日から施行する。

(別表)
第3条第1項関係

国	法務省 出入国在留管理庁 高松出入国在留管理局
	厚生労働省 高知労働局
	総務省 高知行政監視行政相談センター
市町村	高知県市長会
	高知県町村会
	高知市
団体等	外国人技能実習機構
	高知県中小企業団体中央会
	公益財団法人国際人材協力機構
	独立行政法人国際協力機構
	高知県外国人漁業研修センター
	公益財団法人高知県国際交流協会
	一般社団法人高知県医師会
	一般社団法人高知県歯科医師会
	公益社団法人高知県薬剤師会
	公益社団法人高知県看護協会
	社会福祉法人高知県社会福祉協議会
	公益社団法人高知県宅地建物取引業協会
	公益社団法人全日本不動産協会高知県本部
	全国賃貸住宅経営者協会連合会高知県支部
	株式会社四国銀行
	株式会社高知銀行
日本司法支援センター高知地方事務所	
県	高知県
	高知県教育委員会
	高知県警察本部